

社会的養護関係施設福祉サービス第三者評価結果

① 第三者評価機関名

有限会社 保健情報サービス

② 施設の情報

名称：鳥取県立 喜多原学園	種別：児童自立支援施設	
代表者氏名：園長 坪倉 嘉隆	定員（利用人数）： 36名 （調査時点 R8. 1. 13 現在：15名）	
所在地： 鳥取県米子市泉706		
TEL：0859-27-1101	ホームページ： http://www.pref.tottori.lg.jp/kitahara/	
【施設の概要】		
開設年月日：明治42年11月11日		
経営法人・設置主体（法人名等）：鳥取県		
職員数	常勤職員： 17名	非常勤職員 18名
専門職員	園長 1名	児童生活支援員 2名
	指導課長 1名	直接処遇指導員 2名
	児童自立支援専門員 9名	心理療法担当職員 2名
	児童生活支援員 3名	保健支援員 1名
		夜間支援員 8名
		嘱託医 2名
		事務員 1名
施設・設備の概要	男子棟 1棟	農機具庫 1棟
	女子棟 1棟	車庫・倉庫 1棟
	食堂棟 1棟	電気室 1棟
	多目的家族舎 1棟	プール 1ヶ所
	本館 1棟	グラウンド 1ヶ所
	体育館 1棟	農園 1ヶ所

③ 理念・基本方針

◎理念

こどもが自立し、社会と調和して生活することを支援する。

<支援方針>

1. 安定した生活と子どもの自主性を大切にする

○よく食べ、よく寝て、よく遊び、よく学ぶ環境を作る。日課に沿った生活を送ること

ができるようにする。

- まずは子どもの意見を聞く。物事を決める際も子どもに意見を求める。
- 子どもにきちんと丁寧に説明する。
- 子ども自身が考える機会を与える。
- 子どもに誠実に対応する。約束は守る。
- 学習にしっかりと取り組む仕掛けを作る。
- 家族との交流機会を作る。

2. 個別支援と集団支援のバランスを大切にす。

- 定期的に自立支援計画について協議し、見直す（意図的によい面を引き出す工夫）
- 個別で関わる時間を設ける（面接、作業、遊び、学習など）
- 子どもの長所、得意分野を把握し、活動のリーダーとして役割を与える。
- 児童間の問題、トラブルは児童間で解決させてみる。考える時間を与える。
- 子どものよい面を見出し、褒める、認める。
- スポーツ、イベントに積極的に取り組む。
- 集団の中での役割、立ち位置、責任を意識し、取り組む。

3. 学園が有する環境を大切にす。

- 職員の長所、得意分野を把握し、職位や寮の壁を取っ払って、その能力を活用する。
（職員カルテ）
- 園長以下職員が何事も積極的に参加、取り組む。
- チームで相談し、意見を出し合い、取り組んでいく。
- 敷地内の清掃や寮内の整理整頓等環境美化に取り組み、明るく見晴らしの良い施設を維持する。
- 子どもも職員も物は大事にする。修繕が必要な個所、物が壊れたときにはすぐに対応する。

④ 施設の特徴的な取組

○家庭調整プログラム「喜多原温泉」の取り組み

保護者と職員で話をする会を「喜多原温泉」と呼び、保護者がポカポカとしたリラックスした気持ちで帰ってもらえるよう命名されています。

喜多原温泉では①目標の一致②エピソードカンファレンス③みるきくはなすこの三つが行われ、「自立して社会と調和する子ども」を育てる施設の理念を基に子どもたちの持っている強みを活かしていくという方針を伝えられています。

同時に保護者の子育ての要望を聴き、お互いの目標を照らし合わせておられます。

次にエピソードを話し合い「強みを見つける」「選択肢を広げる」をねらいとされています。

最後に「みるきくはなす」は日頃当たり前に行っているコミュニケーションについて振り返り、考えてみるワークが行われます。

保護者と職員と一緒に悩み、気づき、笑い合うことで共感されたり、癒されたり、勇気が持てる体験になっています。

「喜多原温泉」の取り組みは職員研修にも活かされ、一人ひとりのこどもの強みを見つけるきっかけ作りに活かされています。

○アフターケアの充実

入所中の支援の段階から退所後にはどのような支援が必要かを見通し、学園が担う役割をイメージしたアフターケアへの取り組みが行われています。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和7年10月1日（契約日）～ 令和8年1月28日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	4回（令和4年度）

⑥ 総評

◇特に評価の高い点

○施設長が支援の向上に意欲を持ち指導力を発揮されています。

人事考課制度とは別に園長から提示され、四半期に一度、年度初めに立てた支援目標の振り返りを職員全員に実施されています。（回答は任意）

こども、保護者、地域に対して個別に振り返りをされ、数値化されています。氏名の公表はありませんが、結果の公表は行なわれています。

○こどもの主体性、自律性を尊重した取り組み

自立支援計画策定に児童も参画され、それに沿った努力目標を自己決定することにより、主体的な生活を営めるよう図られています。

寮ごとの月2回の児童会、生徒会、キャプテン、当番、お世話係などの役割やこどもたちで話し合う機会を通して、「自分たちで作っている生活」ということを感じ、生活に主体性を持たせる工夫が行われています。

児童会の翌日に職員の寮会が開かれ、こども達の意見・要望について検討され、それについてフィードバックが行われています。

○スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を支援されています。

男子は野球・駅伝・女子はバレーボール競技に取り組みられ、中国地区の自立支援施設の大会に参加され、協調性が養われており、冬季にはスキー、スノーボードに出掛けられ、大山登山も行われ、その他サッカーや体育館ではバトミントン、バスケットも楽しまれています。

また、文化活動では同じく中国地区の美術作品も持ち寄られ、月に2回女子は華道・茶道も教わる機会も設けられています。

◇改善が求められる点

○児童自立支援施設としての職員の人員配置と育成

県の福祉職としての採用ですので、同じ施設に長く勤務されることは難しい点があると思いますが、個々の子ども達に対応した支援を行なうためには専門的な知識と経験がより必要となります。

令和6年度より非常勤の保健支援員の配置、令和7年度より専任の指導課長が配置され、子ども達の健康面での安心、職員の育成に向けての体制作りが進められていますが、すべての子ども達が心理治療を必要としており、非常勤の心理士の配置では、十分な支援が行えない現状です。

子ども達の姿を日常的に捉えることができるような体制作りを望みます。

また、充実したアフターケアを行うためには家庭支援専門相談員の専任配置も必要と感じています。

一人ひとりの未来ある子ども達が各々の目標に向かって生活していくために児童自立支援は欠かせない事業と考えます。

男子寮をユニット化される構想もあるようですので、計画的に人員増加を要求されるよう期待します。

⑦ 第三者評価結果に対する施設のコメント

共通評価基準では、a評価：19/45 b評価：26/45 c評価：0/45、内容評価基準では、1つの評価外を除き、a評価：8/24 b評価：16/24 c評価0/24と標準以上の取り組みや支援の実施ができていると評価していただきました。平成29年度に掲げた理念のもとに、子どもへの支援、施設運営に取り組み、令和6年度からはよりよい親子関係調整支援へと発展させていきました。県立の施設であるため、職員の異動により、入れ替わりがありますが、勤務する職員がこの理念を共有するのと同様に、保護者や子どもを取り巻く関係機関も含めて理念の共有を図る仕組みを作り、実践してきたことが大きなトピックスであり、評価もしていただきました。

子どもの支援の充実、そのための職員のスキルアップを図るために、必要な人員配置等を進め、認めてもらいました。今後も指摘いただいた改善点をもとに、子どもが自立を果たすために必要な支援、スキル、環境を整えていきたいと思っています。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

平成27年度より判断基準(a、b、c)の考え方が、「よりよい福祉サービスの水準へ誘導する基準」となるよう以下のように変更になりました。

「a」 より良い福祉サービスの水準（質の向上を目指す際に目安とする状態）

「b」 「a」に至らない状態、多くの施設・事業所の状態（「a」に向けたと取り組みの余地がある状態）

「c」 「b」以上の取り組みとなることを期待する状態

評価結果（児童自立支援施設）

共通評価基準（45項目）

評価対象Ⅰ 支援の基本方針と施設

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<コメント> 理念・支援方針は、ホームページに掲載され、広く周知されています。 年度初めに、理念等に基づく具体的な取り組みについて園長より説明が行なわれています。 新規採用、中途異動職員に対しては業務に当たる前のオリエンテーションで話されています。 また、職員研修や職員会議に於いても度々触れられ職員への周知が図られています。 保護者等には、入所時の説明だけでなく、家族支援の面談時にも話され、継続的に伝え周知が図られています。 児童に対しては日常の会話や寮でのワークで取り上げ周知が図られています。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<コメント> 国の児童福祉の方針や社会福祉事業の動向については把握されており、児童相談所に入所に関するこどもの数や支援ニーズを定期的に問合せ分析されています。 将来的な喜多原学園の在り方を検討する資料の作成が行われています。 地域援助の強化、権利擁護の動きから男子寮の2ケアユニット化を目指しておられます。 コスト分析をはじめ把握はされますが、問題点についての解析を進められる事に期待します。		
③	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<コメント> 現状分析から組織として必要な組織要求が県に対して行われています。 特に、計画的に必要な人員確保と人材育成プログラムの課題の解消に向け協働しておられます。 また、専門的な知識・経験を要求される心理治療を行う児童心理司・十分なアフターフォローに携わる家庭専門相談員の常勤配置については、課題として継続的に取り組まれています。 財源の状況については総務課から説明があり、節約すべきところや経費の使い方など職員間で		

も意識し取り組まれています。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>喜多原学園の将来的なあり方についての検討会が毎年実施されており、現在の課題から今後の喜多原学園のあり方、役割が記載されています。</p> <p>経験年数の浅い職員、交替勤務の為全員の意見の把握は難しい事もあり、職員全体に周知が図られておらず、寮長以上の職員で共有し、資料作成、問題提起については、園長が中心となって作成しておられます。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p><コメント></p> <p>あり方検討会で話し合われた内容を基に、単年度の事業計画・行事計画が策定されていますが、中・長期計画を踏まえた計画になっていない為、見直しのPDCAサイクルは確立されていないようです。</p> <p>学園の支援の向上を目指し、職員体制の整備や職員の専門性を向上させる為研修計画の充実させる為の計画を策定されることを期待します。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	b
<p><コメント></p> <p>事業計画については、職員の参画、意見集約・反映について不十分な面も見られます。</p> <p>事業計画の周知については、部分的に必要に応じて行われています。</p> <p>アドボカシーについても学園としての取り組み方を検討中です。</p> <p>事業計画の確認や見直しについては、研修計画や行事等の振り返りが中心となっており、事業計画そのものについての検討については不十分な面も見られますので、評価・見直しの方法については検討されることに期待します。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、こどもや保護者等に周知され、理解を促している。	b
<p><コメント></p> <p>職員の取り組む姿勢については、理念・基本方針を基に作成され、説明されています。</p> <p>学園が取り組む事業計画については、入所の際にこどもや保護者等に直接伝えられています。</p> <p>こどもと保護者等に対しては、学園の行事計画についての周知は行われています。</p>		

学園だよりを発行して家族等や関係機関に周知しておられます。
 こどもや保護者との会話を大切にされ説明も丁寧に行われています。

I-4 支援の質の向上への施設的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が施設的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p><コメント></p> <p>毎年の自己評価、定期的な第三者評価の受審が行われており、自己評価については学園内の電子会議室、第三者評価の受審結果はホームページに掲載されています。</p> <p>改革、改善については、学園の理念や支援方針に合致するものとしていくことを意識し行なわれており、学園のあり方検討会も継続され、評価結果を検討され改善に向け取り組む姿勢はありますが、改善策について一部領域については振り返り対応されていますが、今後組織立っての振り返り、改善策の評価体制を構築される事に期待します。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p><コメント></p> <p>評価結果等に基づき、標準的な支援方法（業務マニュアル等）の整備が進められています。</p> <p>人員配置の課題についても、継続して県に対して要求をしておられます。</p> <p>取り組む課題の共有化ができるよう努めておられます。</p>		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p><コメント></p> <p>施設運営、職員に取り組んでもらいたい姿勢について年度初めの会議で園長としての思いを資料を配布し説明されています。</p> <p>また、事務分担表を作成されており、役割が明記されています。</p> <p>安全管理マニュアルの整備は行なわれており、責任体制は明確にされています。</p> <p>色々な有事に対応できるよう学園としてのBCPの策定にも期待します。</p>		

11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>園長として、必要な関係法令などについて積極的に情報収集をしておられ、電子会議室、毎月の指導課会、寮会等で職員に周知されると共に自らも実践されています。</p> <p>施設運営するにあたり、公務員として遵守すべき法令等については、研修等で職員にも周知が図られています。</p>		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>四半期に一度、年度初めに立てた支援目標の振り返りを職員全員に実施されており、それを取りまとめ、電子掲示板で結果の公表は行なわれています。</p> <p>抽出された課題を具体的に改善に向けフィードバックが行われています。</p> <p>児童の権利侵害を起こさないための研修として、今年度は心理療法担当職員を講師として「自分の感情を知る」をテーマに研修が行われました。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p><コメント></p> <p>園長として、働きやすい職場環境になるよう意識されています。</p> <p>ICT化も進められており、寮と学校、本館の間も子ども様子の情報共有は行なわれています。</p> <p>令和6年度より児童の健康管理、服薬管理、医療機関との連携強化を目的とし、保健支援員が配置され、令和7年度より職員の人材育成や業務分担の理解を深めるために指導課長が専任になりました。</p> <p>家庭関係調整のためのプログラムを作成し、実践に注力できるよう事務分担を工夫されました。</p> <p>人事計画については、県子ども家庭部と共有される事に期待します。</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p><コメント></p> <p>施設の性質上、専門知識や支援技術が必要ですが、県の専門職と言う事もあり、短期間での異動も多く、支援の継続、文化の継続、ひいては理念の継続が民間企業に比べると難しく、現場職員は慢性的な人員不足を感じておられます。</p> <p>分野毎に高い専門知識や支援技術を持った職員配置と新人職員等の専門的な人材育成が必要と</p>		

思われます。

毎年の人員要求が行われており、令和6年度は会計年度職員の保健支援員の採用があり、今年度からは人材育成の充実に向け指導課長が専任となりました。

心理治療を重要性も増している事もあり、常勤職員の児童心理司の人員配置に期待します。

更に退所後のアフターケアに対応できる専任の家庭支援専門員の配置も望まれます。

15

Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。

a

<コメント>

県職員として、期待する職員像が明確にされており、年度初めに各職種の求められている姿を提示されています。

県の人事評価制度が導入されており、評価は上期・下期行なわれ、園長面談が年3回行なわれています。

業務管理・キャリア管理表を活用され、期首面談で業務目標について話し合い、評価されており、評価後の面談で評価内容を開示され、成果と課題を確認されています。

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。

16

Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。

b

<コメント>

働きやすい職場作りや人手不足にならないよう取り組まれています。

職員間で業務量のバラつきが生じやすいため、業務分量の把握を基に業務分掌の見直しの必要を感じられています。

休みが気になる職員には適宜声掛けをされ、体調等の把握に努めておられます。

休暇の残り日数や時間外、出退勤データの確認もされ、必要に応じて声掛けをされています。

園長室は常にドアを開け、いつでも話しができるよう心掛けておられます。

また、園長から声掛けをされることも意識されており、職員の就労意向が把握され、場合によっては在宅勤務を活用されるなどワークライフ・バランスに配慮した働きやすい職場環境となるよう配慮されています。

学園内でも心身の健康と安全等についての相談窓口が設置され相談しやすい状況です。

県の規則に基づく福利厚生制度が活用できます。

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。

17

Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。

b

<コメント>

期待する職員像を明確にされ、期首の園長面接の際に職員一人ひとりの目標設定が行なわれており、キャリア開発シートを作成し園長による助言も行われています。

新人職員には1年間のOJTにより個別に業務をフォローする体制があり、育成に向け努めておられます。

人事考課制度とは別に園長から提示され、四半期に一度、年度初めに立てた支援目標の振り返りを職員全員に実施され、結果の公表が行なわれています。

<p>今後は振り返ることにより、より向上できる目標設定に繋がることに期待します。</p>		
18	<p>Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>研修計画に基づき施設内外での研修受講が行われています。</p> <p>また、県の福祉職としての研修もあり、採用年度ごとに計画的な研修が実施されています。</p> <p>県外（島根・広島）への職員派遣や国立の自立支援施設への研修、中四国・全国大会の研修にも参加されています。</p> <p>オンラインでの動画視聴も活用されており、園内研修も実施されています。</p>		
19	<p>Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>新採職員にはサポーター制度があり、学園でも該当職員をサポーターとして当てられています。</p> <p>研修は全ての職員に情報として案内されています。</p> <p>外部への研修もできるだけ多くの職員が受講できるよう配分を検討して案内されています。</p> <p>受講された研修は業務実績の記録にまとめて掲載されています。</p> <p>指導課長が専任になられた事で、職員へのスーパービジョン体制がやりやすくなりました。</p> <p>夜間指導員に対しては、被措置児童に関しての研修を個別にされています。</p> <p>会計年度任用職員にも案内をし、できるだけ研修を受けることのできる体制作りに期待します。</p> <p>今後、組織としての人材育成計画の完成を目指されることに期待します。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の・支援に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>実習生の受け入れは積極的に行うようにしておられます。</p> <p>実習開始時にはオリエンテーションが行われ、プログラムに従い実習されています。</p> <p>実習担当者は実習指導者資格取得研修を受講し、受入れ体制も整備されています。</p> <p>職員による講話と寮でのこども達との生活や活動を通して学習してもらわれています。</p> <p>実習先とは、相手の都合に合わせて、実習の様子の見学や打ち合わせが行なわれています。</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	<p>Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>理念や活動状況等については、ホームページに掲載され情報公開されています。</p> <p>また、季刊の学園だよりも公開され、園の思いや様々な学園行事を掲載し公開され、関係機関に配布しておられます。</p>		

<p>QRコードも活用された情報伝達も行われています。</p> <p>苦情の対応結果等については、対応結果等は児童や保護者に返し、関係者には説明されます。</p>		
22	<p>Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>経理については県の会計規則及び事務管理要綱に沿って処理し、県の規定に基づき定期的に監査が行われ、結果も公表されています。</p> <p>運営面では毎年県の所轄課による施設監査を受け、指摘があれば改善しておられます。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p>		
23	<p>Ⅱ-4-(1)-① こどもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>児童自立支援施設の性格上、実現困難部分もありますが、可能な範囲で地域との交流を持たれています。</p> <p>従来からの地域の保育園児と交流、大山乗馬センターとの交流や地域の農業組合との交流は続けられています。</p> <p>ライフスキルトレーニング（LST）の一環として、地域での買い物等の外出活動はこども一人ひとりの必要に応じて計画的に実施するようにしておられます。</p>		
24	<p>Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	b
<p><コメント></p> <p>ボランティア受け入れに関する実施要綱はありますが、定期的な見直しが不十分なようです。</p> <p>ボランティア受け入れ時には、必ずオリエンテーションを行い、業務内容の説明が行われています。</p> <p>従来から来園頂いている更生保護委員会女性の会によるチューリップの球根の植え付けや米作りの協力ボランティアが行われています。</p>		
<p>Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	<p>Ⅱ-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>施設として必要な社会資源は明確にされており、リスト化もされています。</p> <p>児童のライフスキルトレーニングに活用できる外出先のリストも作成されています。</p> <p>教育関係機関、児童相談所、その他機関と連絡会を持ち、課題を共有しその解決に向け協働しておられます。</p>		

<p>アフターケアに関しては必要な機関と連携を取りながら行なわれており、必要があれば他の関係機関とも連携し支援されています。</p> <p>米子市の要保護児童地域対策協議会の委員になっておられ連携が図られています。</p>		
<p>Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	<p>Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>児童相談所、家庭裁判所、要保護児童地域対策協議会、学校の生徒指導部会、地域の公民館との連絡会や意見交換の場に於いて地域の福祉ニーズの把握に努めるようにしておられます。</p> <p>外部機関や住民に対しての相談活動は常時行なわれてはいませんが、将来的には相談機能が持てるよう展開を検討されています。</p>		
27	<p>Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な施設・活動が行われている。</p>	b
<p><コメント></p> <p>お世話になっている乗馬センターでの草刈りや地域の保育園とのさつま芋の植え付け、収穫を通じての交流が行われました。</p> <p>公民館祭に作品を提出するなど地域活動にも参加され、社会貢献意識を育まれています。</p> <p>民生児童委員等の研修も受け入れておられます。</p> <p>地域の避難場所としての役割があります。</p> <p>地域の子育ての中核施設として有しておられる専門性を地域援助に活かしていく将来的なビジョンは園長より示されています。</p>		

評価対象Ⅲ 適切な支援の実施

Ⅲ-1 こども本位の支援

		第三者評価結果
<p>Ⅲ-1-(1) こどもを尊重する姿勢が明示されている。</p>		
28	<p>Ⅲ-1-(1)-① こどもを尊重した支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>こどもの権利擁護を軸とし学園の支援全体を組み立てておられます。</p> <p>学園の理念と支援方針、それを基にして、実際の支援はこども尊重を明確に打ち出されており、園内研修においても都度共有されています。</p> <p>児童相談所による権利擁護面談、学園内の生活アンケートと課長面接等で児童目線での状況把握に努めておられます。</p> <p>被措置児童等虐待対応研修等こども人権に関する研修も毎年行なわれています。</p> <p>また、夜間支援員に対しては園長が個別に対応されています。</p>		

29	Ⅲ-1-(1)-② こどものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	b
<p><コメント></p> <p>プライバシーに配慮した対応については、居室の個室化を検討されていますが、現在は4人部屋に壁を入れ2部屋に分けられます。隣の部屋の様子は見えなくなりましたが、音は漏れており、完全にプライバシーが守られている環境にはなっておらず、完全に一人になるスペースではありません。</p> <p>職員は、危険性や緊急性がない場合以外は、児童の了承なしに居室に入らないようにしております。</p> <p>今後、職員共通理解ができるようこどものプライバシー保護に関する規定の整備に期待します。</p>		
Ⅲ-1-(2) 支援の提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① こどもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p><コメント></p> <p>施設のパンフレットや生活のしおりが作成されており、入所前の説明に活用しております。</p> <p>入所前には、寮長が児童相談所に出向いて面接を実施し、見学もしてもらった上で児童の意向確認をしてもらい、入所となります。こどもの入所同意は重要と捉え、入所前にも喜多原学園権利ノートを基にした説明も行なわれており、無理やり入所させるということはありません。</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 支援の開始・過程においてこどもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p><コメント></p> <p>入所後はしおりや各種資料を用い、生活の説明を行い、希望があれば保護者も一緒に話を聞いてもらわれています。</p> <p>その後3日間程度は静養室を利用して過ごし、職員との信頼関係が築けるよう1対1で生活の説明を受け、他の児童と合流されています。</p> <p>同意に納得が得られなければ、児童相談所に連絡し再度説明をもらったり、入所を延期してもらおう等、こどもが施設で生活することにしっかり納得してから支援開始とされています。</p> <p>こどもの生活が慣れてきた1ヵ月後位を目途に個々の自立支援計画を作成することとされています</p> <p>支援方針や内容は、児童と主に自立支援会議等で共有し、意見表明と参画の場とされており、今後は保護者の参画を仕組みとして適宜保障する形を目指しております。</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>措置変更する際にはスムーズに措置変更先で生活できるように、職員間での打ち合わせ、児童の体験入所等が行われています。</p> <p>退所、措置変更後もアフターケアとしてフォローしていく事を伝え、アフターケア計画書を策</p>		

<p>定され、保護者、児童、関係機関と共有するようにされています。</p> <p>移行先施設への引き継ぎ書も準備され丁寧に行なわれています。</p> <p>家庭に戻る場合は原籍校への引き継ぎ文書も策定されています。</p> <p>退所後2年間は連絡を取り家庭や措置変更先に訪問を行う等、フォローをしていくことを伝え、不定期にはなるが面会、電話等で相談に乗るようにしておられます。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) こどもの満足の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ-1-(3)-① こどもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	a
<p><コメント></p> <p>今年度からこどもに生活アンケートを実施しておられます。</p> <p>また、寮会の前日にはこどもの意見を聴取するために児童会が開かれ、子どもの希望や不満等を確認する機会が設けられています。それを寮会で検討し、結果をこどもに返されています。</p> <p>給食についても意見を聞き、会議に挙げ、結果を返しておられます。</p> <p>令和5年度から男女混合の生徒会を設置され、担当の職員はおられますが、児童主体で企画等進めていく機会が設けられています。</p> <p>児童相談所による権利擁護面接、学園内の課長面接も行なわれ、こどもからの不満や不都合なことを聞かれています。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) こどもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>苦情解決の仕組みは整えられており、寮内にもこども達が把握しやすい場所に苦情解決の体制が明示されています。</p> <p>記入カード、意見箱の設置があり、誰に相談したいかを意見箱に投函する封筒に書かれており、その職員が対応することとされています。</p> <p>第三者委員に宛てたものも開封することなく直接委員に渡されています。</p> <p>苦情対応の記録を残されています。</p> <p>意見箱は基本毎日確認されています。</p> <p>苦情内容については、年に2回ある第三者委員会に於いて、報告し検討されています。</p>		
35	<p>Ⅲ-1-(4)-② こどもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、こども等に周知している。</p>	a
<p><コメント></p> <p>入所時に配布する権利ノートにも相談方法等が掲載されており、何かあればどの職員でも相談意見を述べる事が出来る事も説明されています。</p> <p>こどもが相談しやすい雰囲気があり、スペースとしては、寮の静養室、本館の面談室が用意されており、意見を述べやすいよう工夫されています。</p> <p>児童の発達段階や状況に応じ、適した意見表明ができるように支援されています。</p>		

36	Ⅲ-1-(4)-③ こどもからの相談や意見に対して、施設的かつ迅速に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>こどもからの相談や意見に対して「苦情解決実施要項」「苦情解決窓口実施要項」「意見箱処理規定」などの対応マニュアルが作成され、迅速な対応が行われています。</p> <p>こどもからの意見は朝の引き継ぎでも伝達されており、PC内にも記録として入力されており、情報共有が行われています。</p> <p>迅速な対応を心掛けておられますが、時間がかかる場合はその旨伝えておられます。</p> <p>問題によっては第三者委員の意見も伺われています。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な・支援の提供のための施設的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な・支援の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p><コメント></p> <p>安全管理責任者を設置され、必要な研修の受講を促されています。</p> <p>安全管理マニュアルを作成され、担当者も明記されていますが、交替勤務体制の為事故等が発生した場合担当者が出勤されていない可能性もあるので、マニュアルの見直し、安全管理マニュアルの職員研修を実施され周知されることに期待します。</p> <p>ヒヤリハット、被措置児童等虐待疑い案件があった場合には事例収集を行い、事故やヒヤリハット事案があれば都度、園長主導で事象の振り返りと要因分析、再発防止の検討が行われています。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時におけるこどもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>令和6年度から保健支援員が配置され、看護師資格を有する職員が勤務されています。</p> <p>新型コロナウイルスについては、対応マニュアルを作成され職員にも周知されています。</p> <p>感染予防対策として、タオルからペーパータオルに切り替え、手洗い、うがい推奨を保健支援員が呼び掛け対応されています。</p> <p>インフルやノロウイルス等の感染症についても、対応マニュアルに従い対応されています。</p> <p>学園単独での感染症事業継続計画（BCP）の策定はありません。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時におけるこどもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
<p><コメント></p> <p>毎月避難訓練が行われており、年に2回は消防署等と連携し総合訓練も実施されています。</p> <p>職員の緊急連絡網を作成し周知しておられ、通報訓練も実施しておられます。</p> <p>現在も県の自然災害に対する事業継続計画（BCP）は策定されていますが、学園独自のBCPの策定は行われていないようですので、改めて策定に向け取り組まれることを期待します。</p>		

Ⅲ-2 支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 支援について標準的な実施方法が文書化され・支援が提供されている。	a
<p><コメント></p> <p>理念、支援方針、業務マニュアルが整備されており、職員への周知・徹底は適宜行われていますが、今後仕組みとして確立していく必要性を感じられています。</p> <p>個々の自立支援計画の目標に基づいて、各寮職員はこども一人ひとりの特性等、職員間で情報共有しながら、その児童に適した個別の支援が行われています。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p><コメント></p> <p>標準的な実施方法については適宜見直しが行われていますが、指導課として今後は仕組化し、計画的に進めて行けるよう検討されています。</p> <p>検証・見直しの際には自立支援計画の内容が必要に応じて反映され、こどもの留意点について職員間で共有しておられます。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより・支援実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a
<p><コメント></p> <p>統一されたアセスメント様式を使用され、自立支援計画の策定をこども本人、児童相談所、学園で認識をすり合わせ更新して行く機会である「自立支援会議」で計画的に行なわれています。</p> <p>自立支援計画策定の責任者は寮長が担い、マネジメントは指導課長が行っておられます。</p> <p>こども自身が主体的に自分の目標を設定し、それを自立支援計画に反映できるように策定されています。</p> <p>支援困難ケースにおいては多職種でのアセスメント、心理職の意見も取り入れ、協議し対応を決定されています。</p> <p>今後は自立支援会議に保護者の参加も検討されています。</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
<p><コメント></p> <p>自立支援計画が、こどもの参画を伴うP D C Aサイクルが確立された計画になるよう努力されています。</p> <p>寮会を利用し、寮職員で自立支援計画を確認、検討する機会を設け、チームで取り組む自立支援計画の評価・見直しが行えるよう取り組まれています。</p> <p>自立支援計画の評価・見直しについては、ほぼ学期毎のスパンで行なわれています。</p>		

Ⅲ-2-(3) 支援実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① こどもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<p><コメント></p> <p>日々の記録はデータベースに入力され、情報共有できる形を取られています。</p> <p>記録は統一したチェックリストや基本情報を入れる形式ではなく、記述式になっています。</p> <p>学校職員からは特記事項がファイルで送られてきており、寮内での様子は学校にも送られ、情報共有がされています。</p> <p>今後入力内容について、その子の目標に対して何が必要か、変化についての記述も書かれているかなどの情報についての留意する課題について確認できる仕組み作りが図れるよう検討中です。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② こどもと保護者に関する記録の管理体制が確立している。	a
<p><コメント></p> <p>職員は県職員として守秘義務を守られています。</p> <p>県の個人情報取り扱い規定に従って実施されています。</p> <p>記録は個人ファイルに紙ベースで施錠できる保管庫に永年保存されています。</p> <p>文書にはパスワードをかけ、個人情報が流出しないよう対策を取られています。</p> <p>個人情報についての取り扱いは研修及び定期的な注意喚起を受けておられます。</p> <p>こどもや保護者にも入所時に説明が行われています。</p>		

内容評価基準（25 項目）

A-1 こどもの権利擁護、最善の利益に向けた支援

		第三者評価結果
A-1-(1) こどもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-①こどもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	b
<p><コメント></p> <p>権利ノート、意見箱、児童会等の実施により意見表明の機会を確保されています。</p> <p>権利擁護に関する職員啓発、権利擁護面接や生活アンケート等の取り組み等、こどもへの周知は随時行われています。</p> <p>権利擁護に更なる向上に向け、定期的に点検・改善していくための実効的なシステム作りを確立し、全体の支援の向上が、こどもがよりよく育つ権利の保障となると考え、理念に沿った支援の具現化を進めるよう検討されています。</p> <p>こどもの意見表明について、児童自立支援施設としてのアドボカシーへの取り組み方について検討されています。</p> <p>思想、信教の自由を制限することは行われていません。</p>		
A②	A-1-(1)-②こどもの行動制限等は、その最善の利益になる場合のみ	b

	適切に実施している。	
<p><コメント></p> <p>行動制限の適用となる特別支援日課については、生活のしおりをうい説明され、こどもと一緒に対象となる行為が行われた原因や改善点を話し合われ、個別日課（学習・作文・作業・読書・運動など）を行うことで集団の中でより良い生活ができるよう取り組まれています。</p> <p>特別支援日課に関する要綱は作成されています。</p> <p>職員に対しては被措置児童等虐待対応マニュアル、身体拘束対応マニュアルも適用されています。権利侵害等が疑われる場合にはヒヤリハットデータベースに入力され、再発防止、改善点について協議する仕組み作りが行われています。</p> <p>支援の提供内容がこどもにとって最善の利益になっているか、常に点検・検討できる体制の整備が必要と考えられています。</p> <p>第三者委員の意見を聴く権利擁護委員会も開催し、適切な実施であったか協議されます。</p>		
A③	A-1-(1)-③こどもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b
<p><コメント></p> <p>喜多原学園で生活するための施設独自の権利ノートを作成され、こどもに配布し、説明が行われています。</p> <p>児童相談所の権利擁護面接も行なわれています。</p> <p>日常生活においてもこどもの意見を聴く、児童が主体的に参加することを大切にし、その中で責任についても伝えられています。</p> <p>全職員に対して児童の権利擁護について伝達されており、今後ワークショップ形式の権利講座の実施を検討されています。</p> <p>なお、夜間支援員は就業開始時に説明が行われています。</p>		
A-1-(2) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A-1-(2)-①こどもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>権利擁護ガイドライン、虐待防止マニュアルの整備もされており、指示・注意等言葉でも威圧することがないように共通認識をされ、支援ができるように寮長を中心に確認されています。</p> <p>不適切な関わりに対してはその都度対応を振り返り真摯に対応されています。</p> <p>ヒヤリハットの枠組みは作成されたが、日常的な事例の蓄積が不十分であり、認識不足な点もあり、今後不適切な関わり的事例や項目を集め、周知・検討を行い、把握された場合の対応方法の周知についても取り組まれる予定です。</p> <p>職員は定期的に虐待防止研修を受講されています。</p>		
A-1-(3) こどもの主体性、自律性を尊重した日常生活		
A⑤	A-1-(3)-①こども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a

〈コメント〉

自立支援計画策定に児童も参画され、それに沿った努力目標を自己決定することによって、主体的な生活を営めるよう図られています。

寮ごとの月2回の児童会、生徒会、キャプテン、当番、お世話係などの役割やことも達で話し合う機会を通して、「自分たちで作っている生活」ということを感じ、生活に主体性を持たせる工夫が行われています。

春・秋の園遊会の際にはこども達が考えた出し物も行なわれています。

こどもの発達段階や特性を把握しながら、生活面の個人的フォローも行なわれています。

A-1- (4) 支援の継続性とアフターケア		
A⑥	A-1- (4) -①こどもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。	b

〈コメント〉

アフターケア要綱を策定され、児童及び保護者と共有されています。

標準的なアフターケアが実施できるよう施設内や児童相談所とも連携を図り、情報共有し、協働されています。

退所後2年間は特に留意され、高校在学中の児童は卒業まで支援を継続されています。

入所児童の支援が優先となるため、訪問、通所支援等を定期的に行える体制の整備に向けては専任の家庭支援専門相談員など専任で配置できることが望ましく、人員要求も行なわれています。

また、異動が伴う県職員という事もあり相談したい職員が在籍出来ないという課題も残ります。

A-2 支援の質の確保

A-2- (1) 支援の基本		
A⑦	A-2- (1) -①こどもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。	b

〈コメント〉

こどもが安心・安全に生活を送ることを意識した環境を提供され、役立ち感や強みを見出し、自己肯定感を高める支援を行い、こどもの情緒安定と安定した寮の運営へつなげられています。

しっかりとした個別の関わりを味わうことが必要なこどもが多く、ライフスキルトレーニング等の生活スキルアップの際には、職員との1対1での時間も取って対応が行われています。

理念と支援方針を明確にされた事により、家庭的、福祉的アプローチの大まかなイメージが学園内で共有され、それを体感するためのプログラムとして「喜多原温泉」(みるきくはなす、エピソードックカンファレンスを行い温泉に入った時のようなほっこりした時間を親子で共有)を実施されています。

それに基づく標準的支援方法の確立、文書化と周知、人材育成により一層の定着が図れるよう取り組まれています。

A⑧	A-2- (1) -②こどもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	b
----	---	---

<p><コメント></p> <p>日常生活やキャプテン、週番、当番、掃除分担、新入生の世話係等の役割を通じて、集団の中での「責任」と「協力」を子どもたちが学べるよう工夫されています。</p> <p>外部との関わりとしての農業体験や保育園児との交流、ライフスキルトレーニング等から社会性が養われています。</p> <p>野球・バレーボール・駅伝等の競技に取り組むことによるチームワークを通しての協調性も育まれています。</p> <p>日課のルールも子ども達も参加して話し合いながら決められています。</p> <p>上記のような生活を維持向上させるための標準的支援の文書化と周知、スーパーバイズ、OJT体制の構築を確立できるよう目指しておられます。</p>		
A⑨	A-2-(1)-③自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>学園内で加害行為があれば特別支援日課が適用され、個別支援が行われています。</p> <p>しっかりと振り返りの時間を取り、この時間で自身の強みや他の方法を取ることができなかったか等のワークを行い、次に同じ様な状況になった時に同じことを繰り返さないように対応されています。</p> <p>大きな問題行動があれば、寮または全体で事案の振り返りシートを作成され、再発防止策を検討されています。</p>		
A-2-(2) 食生活		
A⑩	A-2-(2)-①食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫し、栄養管理にも十分な配慮を行っている。	a
<p><コメント></p> <p>職員は各寮で楽しい雰囲気になるよう子ども達と一緒に食事をされ、食事マナーも身に付くように伝えられています。</p> <p>現在食育担当が具体的な取り組みを行えるよう検討されています。</p> <p>毎月給食会議が開かれ、献立に子どもたちの意見も反映されており、誕生日にはリクエストメニューも提供されています。</p> <p>園内の農園で子ども達と一緒に野菜を育て、収穫物は厨房に納品し、給食として提供され、収穫物を余暇の時間に調理されたり、梅ジュースや梅干し作りの食品加工を通して、食べ物や作ってくれた人へ感謝し、大切すること、主体的な活動が生活を創造することを感じられるよう取り組まれています。</p>		
A-2-(3) 日常生活等の支援		
A⑪	A-2-(3)-①衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>学校、作業、外出等TPOに合った服装について、学園集会等で子ども達と確認されています。</p> <p>簡単な修繕については、物を大切するということと生活スキルとしても身に付けられるよう職</p>		

<p>員が見本を見せながら行なわれています。</p> <p>衣類も自己管理で行い、洗濯、物干し、洗濯物たたみ等の習得に向け支援が行われます。</p> <p>私服は家庭からの持ち込みですが、成長期の子どもたちですので、不足した場合は買い足しておられます。</p>		
A⑫	A-2-(3)-② 居室等施設全体が、こどもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。	b
<p><コメント></p> <p>居室は仕切りを入れ、個室対応になるよう工夫されていますが、完全個室とはなっていないためプライバシーが十分に守られないことがあります。</p> <p>居室の清掃は定期的に子ども個々で行ない、清潔な空間となるよう心掛け、部屋の整理整頓も出来るよう声掛け等が行なわれています。</p> <p>ホールには、テレビ・DVD、CD、漫画や本が用意され、くつろげる空間となっています。</p> <p>また、静養室もあり、必要時には使用されています。</p>		
A⑬	A-2-(3)-③ スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を支援している。	a
<p><コメント></p> <p>スポーツ活動は中国地区の児童自立支援施設の大会があり、男子は野球、駅伝、女子はバレーボールに参加され、達成感やルールを守ること、チームワークを重視して取り組んでおられます。</p> <p>余暇時には屋外でサッカー、体育館でバトミントン・バスケットも行ない、学園行事でスキー・スノーボード、大山登山にも出掛けられています。</p> <p>文化活動としては女子寮では月2回華道・茶道を学んでおられます。</p>		
A-2-(4) 健康管理		
A⑭	A-2-(4)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	a
<p><コメント></p> <p>令和6年度より配置された保健支援員によるこどもの体調不良や服薬の対応、医療機関等の連携が行われています。</p> <p>毎朝の検温を行ない、健康観察が行われています。</p> <p>学園として年2回の健康診断、年1回の歯科検診が実施されています。</p> <p>予防接種は保護者の同意を得た上で実施されています。</p> <p>精神科医をスーパーバイザーとしたケース会議、地域への復帰を見越した医療受診の継続等、医療との連携にも取り組まれています。</p>		
A⑮	A-2-(4)-② 身体の高健康（清潔、病気等）や安全について自己管理ができるよう支援している。	b
<p><コメント></p> <p>普段から身支度や整容ができるよう声掛けしておられます。</p>		

体調不良時には、こどもが自ら申し出る事を伝えられ、検温、睡眠、食事摂取、排泄等の状況等は日々記録し、こども一人ひとりが心身のセルフケアが意識できるよう支援しておられます。

うがい、手洗い、寝具干し、シーツ洗いなど確実にできるよう、児童の健康・衛生への意識をより一層育まれる予定です。

保健支援員が配置され、簡単なケガ等は保健室で処置しておられます。

異常があれば、迅速に医療機関への受診が行われています。

A-2-(5) 性に関する教育

A⑯	A-2-(5)-①性に関する教育の機会を設けている。	b
----	----------------------------	---

<コメント>

児童を取り巻く性的刺激、体験の状況に留意しつつ、施設生活を安定的に営むための対応や個別的に必要な知識の伝達等については意識して行なわれています。

一昨年度までは外部講師を招いての男女別の講座は行なわれていますが、昨年度は限定的な実施となりました。

将来、こどもたちも親になることを想定したパパママ講座を実施されています。

また性的な課題で入所するこどももおられ、個別の性非行防止のプログラムの実施や職員として心理職の配置も必要と考えておられます。

A-2-(6) 行動上の問題に対する対応

A⑰	A-2-(6)-①施設内のこども間の暴力、いじめ、差別などが生じないように徹底している。	a
----	--	---

<コメント>

入所時に、権利ノート、生活のしおりを配布され、口頭でも説明し加害、被害についての認識が持てるようにしておられます。

意見箱、権利擁護面接・生活アンケートで加害、被害をキャッチする機会を確保されています。

また、日常的に個別に話をするなど問題が生じてないか把握することに努められています。

職員は人に対するの関わり方の模範になるよう留意され、対応の意図等を説明されています。

誰かが一方的に我慢することがないように、適宜面談による心情把握を行い「気持ちを伝える」「相手の気持ちを受け止める」「みんながそれならいいよねで暮らす」という指針をこども達と共有されています。

A⑱	A-2-(6)-②こどもの行動上の問題に適切に対応している。	b
----	--------------------------------	---

<コメント>

児童の問題行動に関して、職員はその都度真摯に対応されています。

特別日課の実施要綱を整備され、児童の権利侵害にならないよう留意し、児童の状況に応じた効果的な支援が提供できるよう図られています。

個々の児童の特性に応じた対応の工夫が行われています。

そこまで至らない事案に対してもスルーすることなく、違和感を感じたら、当事者と個別面談を行い状況を把握され当事者同士で解決できることを重要視しながら必要な個別支援や関係性の支援が行われています。

A-2-(7) 心理的ケア		
A⑱	A-2-(7)-①必要なこどもに対して心理的な支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>すべての児童に対して心理的な支援が行える状況は設定されており、ケアや児童の背景に応じて情報共有は行なわれています。</p> <p>心理職が、週に一度の非常勤ということもあり、十分な心理支援実施は難しい実情があります。心理支援を自立支援計画に盛り込んで行く事を試行されていますが、心理と生活支援の協働のための双方の余裕が乏しく、支援のPDCAに組み込む所までは進んでいません。</p> <p>また、児童相談所の心理司と連携し、支援に有効に組み込んでいく事も課題としてあります。こども達への効果的な支援を行うために常勤の心理職の配置に期待します。</p>		
A-2-(8) 学校教育、学習支援等		
A⑳	A-2-(8)-①施設と学校の緊密な連携のもとこどもに学校教育を保障している。	b
<p><コメント></p> <p>分校とは1日2回、こどもの様子の引き継ぎ等が行われており、連携を取りながら学園と学校で生活支援、学習支援の協力が行なわれています。</p> <p>こどもの進路や原籍校に戻るとなった場合の連携については、分園と一緒に退所後通学する学校との協議、引継ぎは行っておられます。</p> <p>実際的には福祉と教育の立場の相違があり、寮職員及び教員の多忙さもあって、本園として必要な児童支援の丁寧な協力要請には中々至っていない状況です。</p> <p>また、期中の児童増加に伴う、教員の増員の要望も難しい状況です。</p>		
A㉑	A-2-(8)-②学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。	b
<p><コメント></p> <p>学習できる環境については、寮内に学習室は整備されていませんが、静かに一人で勉強したいとなれば、食堂等別室を用意されます。</p> <p>寮職員は、翌日の宿題と併せ、忘れ物がないよう支援しておられます。</p> <p>学習支援のボランティアの活用はないですが、大学生等の夜間支援員に勉強を見てもらえる事もあります。</p> <p>義務教育終了児童に対しては、ボランティアではなく業務委託ではあるが、塾の協力をしてもらわれています。</p>		
A㉒	A-2-(8)-③作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。	b
<p><コメント></p> <p>身の周りの自然の整備に児童と共に力を入れておられます。</p> <p>職場実習や職場体験は行なわれていませんが、園内での農場運営や環境整備は意欲的に取組まれています。</p>		

<p>施設機能強化事業の一環として、職業人と交流する機会を持たれました。 小中学校のカリキュラムとして職場実習や職業体験を今後できるよう検討されています。</p>		
A ㉓	A-2-(8)-④進路を自己決定できるよう支援している。	a
<p><コメント></p> <p>進路については、早い段階から本人、保護者、学校、児童相談所等と話を進めておられます。希望する進路決定にできるように情報収集し、支援できるようにしておられます。</p> <p>オープンキャンパス参加についても、分校との連携を取りながら、寮職員と一緒に進めておられます。</p> <p>高校に進学せず、就職を考えている児童にはハローワークと連携し情報提供を行い、児童が選択肢についてある程度知った上で、進路選択できるよう図られています。</p> <p>進路決定後はアフターケアで対応されており、本人と保護者をサポートされています。</p>		
A-2-(9) 親子関係の再構築支援		
A ㉔	A-2-(9)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p><コメント></p> <p>適宜の電話連絡、親子双方向へのそれぞれの気持ちの代弁や努力、変化を伝えること、保護者面接、帰省支援等関係性の再構築と退所後の家庭生活の安定に向け、考えられる支援を積極的に行っておられます。</p> <p>家庭調整プログラムとしての「喜多原温泉」の取り組みにより保護者の子ども観及びスキルの育成が図られています。</p> <p>今後、専任の家庭支援専門相談員の配置を進め、更なる取り組みの充実に取り組まれたいと考えられています。</p>		
A-2-(10) 通所による支援		
A ㉕	A-2-(10)-①地域のこどもに対する通所による支援を行っている。	評価外
<p><コメント></p> <p>通所支援は行っておられません。</p>		